

会 議 録

会議名	第1回木更津市宿泊税検討委員会		
開催日	令和7年5月16日(金)	場所	木更津市役所駅前庁舎 8階会議室1
時 間	10時00 分～12時00 分		
出席者 (敬称略)	委員 五十嵐潤子 神谷啓子 佐伯浩一 葛丈夫 星野一芳 満間信樹 吉本弘示 市側 渡辺市長 渡辺財務部長 水谷財務部次長 佐野市民税課長 榎本財政課課長補佐 重田諸税係長 満江主任主事 大岩経済部長 鶴岡経済部次長 斎藤観光振興係長 近藤観光企画係長 渡邊アドバイザー 谷川主任主事 柴田主任主事		
議 題	(1)木更津市の情勢、観光の現状・課題等について (2)宿泊税について (3)千葉県が導入を予定している宿泊税の概要について (4)アンケート(案)の内容について		
公開・非公 開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴人	6人		
概 要	下記のとおり		

(概要)

議題

議題1) 木更津市の情勢、観光の現状・課題について

○五十嵐委員長

それでは、これより議事に入ります。議題1) 木更津市の情勢、観光の現状・課題を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

○谷川主任主事

資料2、第1回木更津市宿泊税検討委員会の3ページをご覧ください。

本市の将来人口の推計は、資料の表の通り、概ね横ばいですが、令和12年を境に緩やかな減少傾向になると予想されています。また、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口の減少に伴う市税収入の落ち込みや、高齢者人口の増加により、医療費や介護費などの社会保障費の増加が予想され、市の財政への影響が懸念されます。

次に、4ページをご覧ください。木更津市の産業の状況について説明させていただきます。農林業、漁業については、農家数や従事者等は共に減少傾向にあります。一方、商工業については、工業分野は

概ね横ばいではありますが、商業分野については、商業商店数、商業従事者数ともに増加傾向にあります。

続きまして、5ページをご覧ください。交通についてですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、高速バスの乗降者数は、令和2年度に急激に落ち込みましたが、令和3年度以降、観光需要喚起策などの影響や、新型コロナウイルス感染症の収束により回復傾向にあります。本市では、高速バスの路線が東京線、品川線、新宿線、渋谷線、川崎線、横浜線とあり、令和5年度の乗降者数は、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。市外への通勤通学者が多く、夜間人口よりも、昼間人口の方が少ない状況ですが、商業商店数、商業種従業者数が増えていることから、令和2年国勢調査の結果では、流出人口が減少しています。

6ページをご覧ください。こちらは東京湾アクアラインの通行量を示しています。こちらも令和2年度に急激に落ち込みましたが、令和3年度以降は回復傾向にあります。アクアラインの通行量は、段階的な通行料の引き下げ等により、年々増加しています。令和5年7月22日から、県が時間帯変動料金制、いわゆるロードプライシングの社会実験を開始し、交通量の分散、渋滞を緩和する目的で導入しました。千葉県から発表された効果としましては、全体の交通量は1日800台ほど増加しているものの、渋滞の発生日の割合は85%から68%まで減少したとのことでした。

次に7ページをご覧ください。令和5年度決算の歳入についてですが、歳入の総額573億3253万3000円のうち、市税の割合は38.7%であり、222億6227万7180円となります。市税の内訳は表の通りです。

続きまして、8ページをご覧ください。令和5年度決算の歳出についてですが、歳出の総額544億8772万3000円のうち、商工費は1.8%で、9億7028万7000円であり、このうち、観光費は1億7149万3917円となります。観光費の推移は表の通りです。コロナ禍の令和3年度は減少となりましたが、年々増加傾向にあります。

次に、資料9ページをご覧ください。本市の観光の現状課題について説明いたします。まず始めに、本市における観光客数の推移ですが、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度、令和3年度に落ち込みましたが、その後、徐々に回復し、現在では、コロナ禍前の約80%まで回復しています。訪問先としては約62%の観光客が、三井アウトレットパーク木更津を訪れており、その他にも、道の駅木更津うまかつの里や海ほたる等の観光施設、イベントでは、木更津港まつり、KISARAZU ORGANIC CITY FESTIVAL等に来訪をいただいています。

続きまして、10ページをご覧ください。本市の宿泊者数、外国人宿泊者数の推移となります。宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年では、修学旅行での宿泊者が約1万9092人、外国人宿泊者が7万1662人、それ以外の宿泊者が51万3435人で、合計で約60万4000人でした。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度、令和3年度は大幅に減少しましたが、現在は回復し、令和6年度には、コロナ

禍前を大きく上回る 68 万人となっています。一方で、外国人宿泊者数については、水際対策緩和の影響により、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の 62%程度に留まっている状況です。

11 ページをご覧ください。宿泊施設の現況について説明いたします。資料は、市内の旅館ホテル施設と、客室数となります。市内の客室数の合計は 1653 室。1 施設当たりの平均客室数は 59 室。中央値は 14 室となります。平均客室数を上回る施設は、全体で 9 施設となっています。

続いて、本市における観光振興の課題については、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とした第 3 次木更津市観光振興計画をもとに説明いたします。

第 3 次木更津市観光振興計画の 30 ページをご覧ください。観光地域づくり法人「きさらづDMO」が実施している来訪者調査の結果や、オープンデータの分析等から、本市における観光振興に係る課題を整理しています。「その他弱み」の項目をご覧ください。本市の課題として、大型商業施設が立地するアクアライン周辺の地域から、木更津駅周辺を中心市街への回遊性が悪いこと、中長期的に観光地域づくりを推進する人材不足、外国人旅行者に対する対応の遅れ、特産品、お土産品の知名度の低さ、二次交通が不十分であること、本市が推進している「オーガニックなまちづくり」に基づく十分な観光施策が行われていない、このように課題を整理しています。この課題を受けまして、32 ページに、基本目標、スローガン、コンセプトを掲げています。中段に記載の通り、コンセプトは 4 つ掲げています。1 つ目に「多様な地域資源の磨き上げによる付加価値化」、2 つ目に「立地の優位性を生かした誘客の推進」、3 つ目に「「オーガニックなまちづくり」の発信」、4 つ目に「市内の多様な主体、近隣地域、関連団体等と連携した観光地域づくり」としており、資料 33 ページ、34 ページのとおり、これらのコンセプトからぶら下がる形で観光施策を展開し、取組を推進していく予定です。具体的な取組に関しましては、35 ページ以降の第 5 章に記載していますので、後程ご覧ください。

木更津市の情勢、観光の現状・課題等についての説明は以上となります。

○五十嵐委員長

事務局から木更津市の情勢、観光の現状・課題等についての説明がありました。併せて、昨年度まで議論されてきた、観光振興計画についての説明にも触れられました。

皆様から質問、意見などありませんか。

○神谷委員

木更津市観光協会の神谷と申します。資料 8 ページ、木更津市の令和 5 年度決算の観光費の推移ですが、令和元年度から 5 年度までの間の観光費の推移にかなり金額の幅がありますが、これはどういった内容でしょうか。観光費がどのようなものに使われているのか教えてください。

○水谷財務部次長

財政課の水谷と申します。ご質問に対してお答えいたします。突出している経費ですが、令和 2 年度、令和 4 年度に関しましては、政府からの新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金を充てていま

す。令和2年度は八剱八幡神社のトイレの整備で2200万円、宿泊施設の利用促進事業で3200万円となっています。令和4年度に関しましては、ワーケーションの環境整備をしまして、金田地区でトレーラーハウスを3台設置しまして5800万円となっています。

令和5年度も、1億7000万円と膨らんでいます。膨らんだ要因として、千葉県を中心として市原市と近隣3市とともに広域連携のアートフェスティバルを開催いたしまして、その経費として負担金6450万円を支出しました。令和2年度、令和4年度、令和5年度はこうした特殊要因があり、ばらつきがあるという状況です。

○佐伯委員

木更津商工会議所の佐伯です。よろしくお願いいたします。今回の議論は、宿泊税の上乗せ課税を検討するという議論になると思うのですが、その議論の段階になった場合に、木更津市の予算が、観光客や宿泊者のためにどれぐらい使われているかというところが重要なポイントと思っています。受益者負担といった観点からの検討も必要だと思います。

一般会計予算総額に対する観光費の占める割合は、宿泊税の導入や宿泊税の上乗せを決めた自治体と比較した場合、どのような状況ですか。

○斎藤観光振興係長

令和7年3月21日付けで総務省のホームページに公開されている、宿泊税の新設に係る総務省同意がなされた、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県の中から、人口規模が本市と同程度の高山市、小樽市、釧路市、松江市を比較しました。これら自治体との比較におきましては、一般会計、歳出予算額に占める観光費の割合は、木更津市が最も低くなっている状況です。

○佐伯委員

今、回答のありました、高山市、小樽市、釧路市、松江市は、観光を前面に押し出している自治体だと認識しています。他方、木更津市の近隣、君津、富津、袖ヶ浦のかずさ4市の観光費の割合と比べた場合、木更津市はどのような状況ですか。

○斎藤観光振興係長

近隣の袖ヶ浦市、君津市、富津市のかずさ4市における、令和5年度決算の調査をしました結果、一般会計予算の歳出に占める観光費の割合につきましては、ほぼ同率の0.2%前後です。

議題(2) 宿泊税について

議題(3) 千葉県が導入を予定している宿泊税の概要について

○五十嵐委員長

次の議題が(2)宿泊税についてとなっていますが、議題が非常に似通っているということで、(3)千葉県が導入を予定している宿泊税の概要について、こちらと合わせて事務局から説明をお願いします。

○谷川主任主事

資料の14ページをご覧ください。宿泊税とは、宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に課される法定外目的税の1つとなります。税には地方税法に定められている法定税と、地方税法では定められていない法定外税があります。条例により新設することができ、充てられる事業が特定されているのが、法定外目的税になります。宿泊税は、この法定外目的税となります。

15ページをご覧ください。本市で目的税として徴収している入湯税について、参考に説明させていただきます。入湯税とは鉱泉浴場における入浴に対し課税されるもので、税率は入湯客1人につき1泊150円、日帰り50円となっています。入湯税は法定目的税であるため、充てられる事業が限られており、環境衛生施設や観光施設、消防施設などの整備費用となっています。

令和5年度の入湯税は、観光施設の整備に64%。消防施設に28%。環境衛生施設の整備に8%充当しています。

16ページをご覧ください。先行自治体の宿泊税の用途についてまとめています。現在、都道府県では、東京都、大阪府、福岡県が、市町村では、資料には8自治体掲載していますが、実際にはニセコ町を含めた9の自治体が宿泊税を導入しています。県と市町村の両方が宿泊税を課税しているのは、福岡県、福岡市、北九州市となります。

資料3の別添資料2ページをご覧ください。こちらの資料では、先行自治体の課税要件をまとめています。

福岡県の欄をご覧ください。福岡県は、独自の宿泊税を導入していない市町村の区域では1泊200円を課税しており、北九州市は150円、福岡市は宿泊料金2万円未満に対し150円の宿泊税を課しています。北九州市と福岡市では、150円が市税、50円が県税となります。

それでは、福岡県の宿泊税交付金についてご説明いたします。資料2の17ページをご覧ください。

福岡県は、宿泊税交付金の交付対象を、独自に宿泊税を上乗せした市を除いた県内市町村としています。交付対象事業については、① 令和2年度以降、新たに、または拡充して実施する観光振興事業。② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業。③ ①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業。基金については、基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限られ、残高が生じた場合は県に返還することとなっています。新規事業、もしくは事業の拡充、翌年以降に継続する事業に限られています。

また、交付金の活用事例として、観光客の受け入れ環境の充実や、観光資源の魅力向上、観光振興の体制強化、また、効果的な情報発信に係る事業が挙げられています。

続きまして、千葉県が導入を予定している宿泊税の概要について説明いたします。19 ページをご覧ください。

まず、千葉県から示されている、県の宿泊税導入に向けた制度設計案について説明します。課税客体は、千葉県内に所在する、旅館業法の許可を受けた旅館・ホテルまたは簡易宿所に係る施設、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅、民泊国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設への宿泊となります。

次に、納税義務者は宿泊施設への宿泊者となっており、課税標準も同様です。

税率については、必要な事業規模等、宿泊事業者の事務負担を勘案し、1 人 1 泊につき 150 円の一律定額制となっています。

免税点については、設定なしとなっています。

課税免除については、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊のみとなっており、修学旅行等の例外規定は設定しないとのことでした。

徴収方法については、宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ納入する特別徴収となっています。特別徴収義務者は宿泊施設の経営者、もしくは、宿泊税の徴収について便宜を有する者となっています。

申告納付期限は、各月の初日から末日までの間の分について、翌月の末日までに納入するとしています。一定の要件を満たす場合は、3 か月分をまとめて申告納入を可能とするとしています。

制度の見直しについては、条例施行後 5 年を目途に検討を行うとのことでした。

特別徴収義務者報奨金については、納期内納入額に対して 2.5%としており、導入後の加算措置や上限の設定については検討するとのことでした。

次に、20 ページをご覧ください。千葉県が取り組むべき観光施策の取り組みの方向性と、推進主体について説明いたします。

千葉県が取り組むべき観光施策の取り組みの方向性については、観光人材の確保・育成・定着、持続可能な観光地づくり、インバウンドの推進、デジタル技術の活用の 4 つを掲げています。

推進主体については、県が中心となり、宿泊事業者や旅行事業者、DMOや観光協会、市町村と連携し、推進していくこととしています。

事業規模については、21 ページに記載の通り、千葉県が取り組むべき観光施策全体の総額は約 45 億円で、このうち、観光施策の取り組みの方向性の観光人材の確保・育成・定着に約 11 億円、持続可能な観光地づくりに約 14 億円、インバウンドの推進に約 4 億円、デジタル技術の活用に約 3.5 億円、合計で約 32.5 億円とされています。

続きまして、22 ページをご覧ください。こちらは市町村、DMO等への支援についてです。

市町村への支援は、県が示している取組の方向性に合致する市町村が行う取組の支援を、また、DMOへの支援については、DMOの設立等の支援や、取組の方向性に合致するDMOが行う取組の支援が対象となります。

県は県全体の観光振興の促進として、各地域の事情に配慮し、市町村やDMO等を支援。広域的な観点で、スケールメリットを生かした取組を実施し、観光宿泊事業者を支援し、県内の観光地の全体的な底上げを図り、そして市町村、DMOは、地域のブランディングの確立として、マーケティングに基づき、戦略的な地域づくり、プロモーションを実施。地域ブランディングを行い、交流人口や民間投資の呼び込みを行っていくことで、相互に連携を図り、地域連携による周遊の促進につなげていくとされています。この取組には約11億円が配分され、後述させていただきますが、千葉県の宿泊税交付金がこれに該当します。

次に、23ページをご覧ください。県と市町村における宿泊税の賦課徴収のイメージを説明させていただきます。イメージ図をご覧ください。千葉県の宿泊税の税率は県内一律150円となるため、独自に宿泊税を導入しない市町村は、左側のグラフの通り、県の税率150円となります。また、独自に宿泊税を導入する市町村は、右側のグラフの通り、県の税率150円に市町村の税率X円を上乗せした額になります。また、県の税率のうち約25%であるおよそ40円が市町村等への支援分となります。

宿泊事業者の負担も考慮し、県と独自に導入を検討している市町村とで、導入時期、賦課徴収の主体について調整を図る必要があるとされています。現段階の説明では、市が先行して導入する場合は賦課徴収の主体は市、それ以外は県が主体とされています。

また、本市への交付金試算額は、資料3、別添資料3ページの通り、約5700万円とされています。

24ページをご覧ください。現在、千葉県から示されている市町村への支援方法の案は、宿泊者数と旅行者数に応じて交付する交付金となります。交付金として配分する金額のうち80%は宿泊者数、残りの20%は旅行者数に応じた配分となります。また、各市町村が交付金を観光振興施策に活用する安定財源として見込むことができるよう、交付金の最低金額は設定されていません。

25ページをご覧ください。千葉県の宿泊税交付金の活用要件について説明します。

県の交付金を活用するに当たり、基本的な要件を全て満たしている必要があります。1つ目の要件として、導入以降、新たに行う事業であることです。活用が認められない事例としては、一般財源の置き換えや既存事業の拡充事業であり、拡充部分に新規性がない場合となります。拡充部分に新規性がある場合には、拡充事業であっても、活用は可能となるとされています。

2つ目の要件としては、県全体の観光振興に資する事業であることです。活用が認められない事例としては、旅行者の増加等により各市町村で発生する財政的な負担への充当が挙げられており、オーバーツーリズムによるごみ処理や救急医療への対応等には充当することはできないとされています。

3つ目の要件としては、他に充当可能な財源が見込まれないことです。

また、交付金の活用が認められない事例については、各市町村で独自に宿泊税の上乗せを行い、その財源で実施することが可能とされていますが、独自で課税するにあたり、資料3の別添資料4ページにあります総務省通知の通り、法定外税を新設または変更する場合には、総務省の同意が必要であることや、5ページの通り、法定外税の検討に際しては、税以外により適切な手段がないか十分検討したか、徴収方法や、課税を行う期間等について十分に検討することなど、留意すべき点があるため、慎重に進めていく必要があります。

先ほどご説明した交付金の活用や市独自での導入のイメージを、6ページにまとめていますのでご確認ください。

次に、DMO等への支援の考え方について説明します。地域DMOや市町村観光協会については、市町村を通じて支援を行うこととなります。各市町村への交付金により、市町村から支援を行うことが想定されています。地域連携DMOについては、市町村への支援とは別に、県が直接補助金等により支援することが検討されています。

以上が、県が導入予定している宿泊税の概要となります。

27ページに、県内他市の宿泊税の検討状況をまとめています。

浦安市は、独自に宿泊税を上乗せ課税する旨、市長へ答申書を提出済みです。

千葉市、成田市については、市独自に上乗せ課税する方向で検討中とのことです。

南房総市は、市独自に上乗せ課税を導入したほうがよいとの意見が多数出ているとのことです。

また、館山市と鴨川市については、現時点では方向性は示されておりませんが、検討中とのことです。

○五十嵐委員長

本委員会への諮問事項は、木更津市として独自の宿泊税を上乗せすべきかどうか、となっています。これを踏まえ、今の説明に対し質問、意見はありませんか。

○満間委員

ホテル三日月の満間です。諮問の内容である、宿泊税を上乗せするかどうかは、1つの大きな論点だと思っています。事務局の説明の中で、上乗せをしている自治体が多く出てきていますが、議論の前提としてご理解いただきたいところがあります。これは当社だけではないと思うのですが、宿泊税を取るということは、宿泊事業の市場規模が小さくなることを意味するということです。

宿泊税の場合は、全国一律でかけてはいません。東京など観光客が多く来ている自治体では宿泊税を取っても仕方がないと考えられますが、木更津市が宿泊税をかけた場合、観光客が他の所に行くことが懸念されます。

具体的に申し上げますと、例えば、我々がベンチマークしているところに福島県のホテルがあります。ここは、日帰りやプールがあり、ファミリー層向け、といった共通点があります。福島県は宿泊税をか

けないが、千葉県と木更津市で宿泊税をかけたときに我々がどういう状況になるか。市場規模が小さくなるということが懸念されます。

そして、やはり、経済的負担は大きいです。宿泊客から宿泊税を収受するのですが、当社の場合だと、宿泊客と日帰り客を合わせると、今年は47万人ぐらいだと思います。47万人のうち、宿泊客から宿泊税を収受して経理処理をするためには、どのようなシステムにしなければいけないかという問題が出てきます。これを毎月の定例事務として行い、県、市に税金を納めていくという作業が生じます。

市場規模が小さくなるということに対して、強い懸念を有しています。

他の自治体がどう考えているかというのは大きなポイントだとは思いますが、既に宿泊税の導入を表明しているのはどのような自治体かという、観光客が多い自治体か、人口減少の傾向が強い自治体だと思われます。社会保障・人口問題研究所の推計では、木更津市の場合は5年後から2050年まであまり人口が変わらないとされています。この状況の中で、財政が本当に厳しくなるのかという話は、論点としてあると思います。

また、千葉県の宿泊税の使途が、新規事業や、既存事業の拡充部分であって新規性のあるものにしか使えないとされています。お金が入ってくるから新規事業やりましょうというのは本末転倒ではないかと思います。

「入るを量りて出づるを制す」という言葉があります。今、ホテルの経営をしていますけども考え方は同じです。売上見込みに見合った投資をどう行うかということを考えています。しかし、国もそうですが、出づるを量りて入るを決めている風潮があります。この流れが国民にとって正しいものなのかどうか十分に議論すべきだと思います。

そして、5700万円の県からの交付金をどう使うかの議論すらできていない中、木更津市として幾ら上乗せ課税するかという議論にいきなり行くのは問題があると思います。ホテル三日月としての立場ということで、意見を言わせていただきました。

○五十嵐委員長

マーケティング上の問題、それから、実際に徴収することになる当事者の経済的負担の問題。そもそも論としての、入りそうだから何か新しいことをやるという発想についての税財政上の考え方の問題。また、他の自治体と比べたとき、木更津市が持つ将来のポテンシャルに対してさほど懸念がないのではないかという現状、そういったところから、宿泊税への懸念を発言されたものと思います。

○佐伯委員

木更津商工会議所の佐伯です。新たな宿泊税の導入を検討していくに際して、木更津市の現状の財政力を分かった上で議論、検討をすべきと思っています。

例えば、自治体は様々な変動に備えて財政調整基金を積み立てていると思いますが、この基金の積立額であるとか、自治体の財政力を示す財政力指数等の指数もあるかと思いますが、これを教えてください。また、県内での順位も併せて教えてください。

○水谷財務部次長

財政力の関係のご質問ですが、宿泊税について県内で先行して動いている浦安市、千葉市、成田市、また南房総市等のそれぞれの財政力は様々です。浦安市と成田市は、いわゆる地方交付税を受け取っていない不交付団体です。財政力の豊かさを表す財政力指数は、1を境として、1以上は交付税がストップし、1未満であると交付税を国から交付されることとなっています。浦安市が、令和5年度決算で1.420、成田が1.270です。千葉市は0.888であり、県内の財政力指数の順位は、浦安が1位、成田が2位、千葉市は13位です。木更津市は0.840で県内16位であり、千葉市より少し劣る程度の財政力を有しているという状況です。

財政状況に関しましては、いわゆる借金である地方債の現在高など様々なものがあります。また、いわゆる貯金である財政調整基金の残高も健全化を表す指標の1つかと思います。浦安市は91億円、千葉市は149億円、成田市は45億円、木更津市は52億円です。

健全化を表す指標が多くあり、総合的に判断して健全かどうかに関しては端的には申し上げられないところがあります。

あと南房総地域の自治体は、人口減少という背景もあって、財政力も少し弱いところが多いようです。全て交付団体として地方交付税を受け取っているという状況です。

○神谷委員

神谷と申します。先ほど満間委員からお話がありました、資料2の15ページの鉱泉浴場における入浴というのは温泉を指していると思いますが、入湯税が既に徴収されている中で、多くの客が宿泊している所へ、入湯税に加え宿泊税をかけるのは、県税の150円を高いと考えるか安いと考えるか議論があると思います。さらにプラス木更津市で、上乗せするのかという検討になる。入湯税を既にかけているところで、宿泊税をもらうということは法的に問題はないのですか。

○鶴岡経済部次長

入湯税を取って宿泊税を取るという形について、法的に問題ありません。

○神谷委員

入湯税の方は、法定目的税として法律で定めている中で取ることが可能であり、使い道が決まっています。宿泊税の方は、法定外目的税として各自治体が条例によって制定できるということで、それぞれ課税できるという認識で良いでしょうか。

○鶴岡経済部次長

はい。

○五十嵐委員長

質問です。千葉県の宿泊税に関しては、もうほぼ課税することが決まっているという説明でした。民泊まで含めて全ての宿泊施設での宿泊に課税をした上で、修学旅行等の減免もないということでした。宿泊者に対して入湯税に加えて宿泊税がある時点から課せられるということになると思われますが、その時期はいつからでしょうか。

○斎藤観光振興係長

令和6年10月の県の説明会では、当初、導入まで3年程度という説明でした。

○渡邊アドバイザー

その後の説明会では、導入時期について現時点では未定であり、特別徴収義務者の負担を考えると上乗せ導入する市町村と足並みを揃えて導入する方向で考えているといった説明がありました。

○五十嵐委員長

今の時点では、明確に期日が決まったものではないということですね。

この検討委員会では、必ずしも、木更津市として宿泊税の上乗せ課税をすべきだという方向性ではないという認識です。ニュートラルな立場で、改めて皆様ご意見ありませんか。

○吉本委員

今回の宿泊税の上乗せについてですが、メインが観光ではありますが、我々のようなビジネスホテルですとビジネス目的の利用者も多いです。ビジネスホテルに対しても上乗せ課税するとなると、近隣市町村の宿泊施設へ宿泊客が流出するという懸念を持っています。

○五十嵐委員長

宿泊税を上乗せすることが、宿泊客を獲得する上で障害になりうるということですね。

議題(4) アンケート(案)の内容について

○五十嵐委員長

議題(4)のアンケートです。宿泊税の導入の可能性に関し、意見を広く集めたいという趣旨で、事務局がアンケートを取りたいということです。その方法について事務局から説明をお願いします。

○谷川主任主事

資料の30ページをご覧ください。市内の宿泊事業者39社と宿泊者を対象に、宿泊税導入の検討に当たり参考資料といたく、Webアンケートを実施したいと考えています。

アンケート内容は、他市のアンケートを参考に作成しています。質問項目の主なものとして、宿泊税を知っているか、県の宿泊税に市が独自で上乗せして宿泊税を導入することについての意見や、宿泊税の使途イメージなどをお聞きしたいと考えています。

アンケート期間は6月から7月までの2か月間で実施したいと考えています。宿泊事業者の皆様にご協力をお願いしたいと考えています。

アンケート内容の詳細は資料4の宿泊税に関するアンケート案をご覧ください。表紙に記載のアンケートの目的や宿泊税についての説明や、先行自治体の事例、県の制度設計についての説明は、市ホームページに掲載する予定です。そのページに、Webアンケートのリンクを貼り回答いただく形式を取りたいと考えています。

資料に、動作確認用のQRコードを掲載しています。アンケート内容を説明させていただきます。

まず、宿泊事業者向けのアンケート内容ですが、問1で施設名をお答えいただいた後、問2では、市が独自に上乗せして宿泊税を導入することについての考えをお聞きし、反対と回答いただいた方は問3でその理由を選択いただき、問4の宿泊税を導入した場合の影響度と、問5のどのような影響があるかをお聞きしたいと考えています。

問2で賛成と回答いただいた方は、問4、問5に続いて、問6で千葉県の交付金の活用方法も含めて、宿泊税の使途イメージとして、望ましいものを3つまで選択、選択いただくようにしたいと考えています。

問7からは、すべての方に回答いただく項目として、千葉県では課税免除をしないとされていますが、市が上乗せ導入する場合の課税免除についてどう思うかを回答いただき、問8では、その理由を任意でご回答いただきたいと考えています。問9は、何かご意見がある場合に入力いただく自由記載となっています。

続いて、宿泊者向けのアンケート内容です。

問1では性別を、問2では年代、問3では居住地を回答いただき、国内と回答いただいた方は問4でブルダウンから都道府県を選択いただくようにしたいと考えています。問5では誰と来たか、問6では人数を、問7では来訪目的を選択いただきたいと考えています。問8では滞在日数を、問9では木更津市への来訪回数を、問10では宿泊税を知っているか、問11では市が独自に上乗せして宿泊税を導入することについて質問し、賛成と回答いただいた方は、問12でその理由を任意で回答いただくようにしており、その後、問14で独自に上乗せする場合の金額について回答いただくようにしています。問11で反対と回答いただいた方は、問13で反対の理由を任意で回答いただくようにしています。問15からは、すべての方に、宿泊税の導入は、宿泊先を決める際に影響があるか、問16では問11で市が独自で上乗せして宿泊税を導入することについて賛成と回答いただいた方のみ、宿泊税と千葉県の交付金の活用方法も含めて、宿泊税の使途イメージとして望ましいものを1つ選択いただきたいと考えています。

この委員会で、委員の皆様からご意見をいただき、その内容を修正反映した上で、アンケートを実施したいと考えています。

〇五十嵐委員長

事務局からのご説明が終わりました。

アンケートの実施並びにアンケート内容案につきまして、質問、意見はありませんか。

○満間委員

アンケートの文面について、検討してほしい箇所があります。

1つは、千葉県が150円の宿泊税の導入を予定しているということが、はっきりアンケートには書かれていない点です。そもそも宿泊税を知らない人がこれを見ても、千葉県が予定している税額もわからない状況で、木更津市が上乗せをすることの可否を問うのは少しおかしいと思っていますので、そこは記載したほうがいいと思います。

それから、活用イメージについて、その他の欄は自由記載欄として具体的に記述できるのですか。答えられない設問が生じないような文面にした方がいいと思います。

○斎藤観光振興係長

はい。いただきましたご意見は、アンケート内容に反映して修正をしたいと思います。

○五十嵐委員長

宿泊施設に対しても、千葉県の宿泊税の導入がほぼ見通しとしては決定していること等は、説明をした上で答えていただくということでしょうか。

○斎藤観光振興係長

はい、そのように対応します。

○吉本委員

宿泊税へのアンケートの宿泊者向けの部分で、問16に「観光産業の経営基盤強化及び誘客の促進」とありますが、宿泊者に向けての設問の文言として適切でしょうか。宿泊事業者向けのものではないでしょうか。

○斎藤観光振興係長

宿泊者から、どのような内容の事業だったら良いか、どのような使い道でこの宿泊税を活用してほしいかという観点から意見をいただきたいと考えて設問を作りましたが、こちらの意図が伝わりにくく表現も改善が必要だと思いますので、もう一度検討したいと思います。

○大岩経済部長

経済部長の大岩です。この設問は事業者向けと宿泊者向けの両方のアンケートに入っているので、どちらかだけにするか、表現を変えるか、修正したいと思います。

○葛委員

私達が推進しているMICEを入れていただき、ありがとうございます。ただ、MICEという言葉がまだ一般的ではないので、MICEとは何かという説明を入れて欲しいです。あまり説明が増えて回答者が回答しにくくならないよう、見やすい形で入れてもらえると良いと思います。

また、宿泊者に対するアンケートの中の、問7来訪目的ですが、観光、スポーツ、買い物、ビジネスとありますが、ここにMICEという選択肢を加えていただけると、木更津にMICE目的で来られた方の統計を取ることができます。今後、千葉県がMICEを進めていく中で非常に貴重な資料となると思われます。期間が2か月間という短いものではありませんが、MICEの動向の見える化ができれば今後の参考にもなると思います。

○斎藤観光振興係長

説明や設問への記載を検討したいと考えています。

○五十嵐委員長

一般の方々が旅行中に答える内容なので、負担のない程度の分量、分かりやすい言葉を使うことが重要だと思います。

一方で、葛委員がおっしゃったように、この機会に、MICE目的での宿泊がどのくらい存在するかを聞くことができるようであればいいと思います。無理のない範囲でお願いします。

アンケートに関しては、今の各委員の意見を反映した形で、修正していただくということでよろしいでしょうか。

(委員から、はい、の声あり。)

以上をもちまして、議事に対しての質疑を終了します。

最後に、今回の諮問内容、県の宿泊税に上乗せして木更津市が追加の宿泊税を行うべきかどうかという点を前提に、これまでの事務局の説明や各委員の意見を踏まえ、各委員から意見を頂戴したいと思います。

○神谷委員

観光協会の神谷です。今日は1回目ということで、導入するかしないかということと、使い道をどうするかという両方の観点から、検討委員会で議論しなければならないというのを今日改めて感じたところです。

導入については、自分が一旅行者として温泉に行くとき入湯税を払ってはいたのですが、ここに宿泊税が加わると考えたとき、旅行者側としては負担は少ない方がいいという気持ちがあります。

導入した場合、この税金がきちんと活用されるかが大事だと思いました。県から入ってきたお金を、市が交付金という形で受け取って、それをどのような事業に使うのか。県から来る交付金は新規事業に関して使うのが前提でなっていますが、観光協会やDMOが受け取ったときに、どうフォローアップして新規事業のための人材を集めるのか、その新規事業をやるための提案はどのようにやったらいいのか、イメージができていない状況です。お金をもらって何でも好きな事業ができるという簡単なものではありません。木更津市のため観光客のためになる事業に使うというのは簡単ではなく、県から交付金を受け取った後が大変だと思っています。

DMOを運営する基礎がまだ確立しておらず、期待に応えられる形で交付金を上手に使える状況には、まだなっていません。こういったことも教えていただきながら、この検討委員会の中で、良い形で議論を進めていきたいと思います。

○佐伯委員

商工会議所の佐伯です。先ほどの説明で、令和9年度から県の交付金が木更津市へ概算で5700万円来るとあるということと、5700万円は新規の事業にしか使えない。令和9年度以降の予定ですから、この5700万円をどう使うかは、木更津市として決まってない中で、木更津市がさらに宿泊税を上乗せするのかどうかを、2回目以降から、詳しく内容についてもお聞きしたいと思います。

○葛委員

当初、宿泊税検討委員会の話をいただいた時、宿泊税を上乗せすることを前提に、具体的にどんな形で上乗せをし、集めた分をどのように使うのかを議論すると思っていました。ところが、実際に会議に來たところそうではなく、上乗せするかしないかという原点から議論するということでした。先ほど満間委員から現状を聞き、納得するところもありましたので、しっかり残りの検討委員会で勉強したいと思います。我々は、MICEを活用した千葉県の経済発展を目標としていますので、この中で協力したいと思っています。

○星野委員

ホテル銀河の星野と申します。宿泊事業者としては、先ほど満間委員もおっしゃったとおり、宿泊税の受け取りと支払いが煩雑になるし、システム自体も変える等の対応をしなければいけません。また、宿泊税の使途が新規事業のみという形に限定されず、小規模の宿泊事業者でも使いやすい形を市が考えれば、上乗せ課税について少しは考えていただけるのではないのでしょうか。

宿泊税は、幅広い対象から、免除なく全ての宿泊客から取るという説明がありましたが、小規模の宿泊事業者の中には宿泊税をまだ知らない事業者がいると思いますので、木更津市でもホームページ等で広報してほしいと思います。

○満間委員

結論から言うと、宿泊税の上乗せについて反対の立場は変わっていません。

1つには、入湯税のように一律にかけているわけではないので、地域間格差が生まれるということ。

それからもう1つは、佐伯委員からご指摘がありましたとおり、自治体の財政状況に差があるという点です。宿泊税を導入すべき自治体と導入しなくて良い自治体は明らかに性質が違うと思います。ここは第2回目以降でしっかりと議論したいと思います。

そして、気になっている点がありまして、今回の検討委員会では、上乗せ課税の必要性が諮問事項となっていますが、千葉県から入ってくる交付金5700万円をどのように使うのかは諮問の中に入っていない。これは、今後どのような議論になるのでしょうか。宿泊事業者は苦勞して納税して、何に使わ

れているかは分かりませんということでは、あんまりではないでしょうか。この諮問内容については、もう一度、市の中で議論してほしいと思います。

○吉本委員

吉本です。ホテル事業者としましては、人員不足の中、この宿泊税を徴収し、また納税する対応を迫られ、工数が増えてきます。ここも含め様々な方策を検討いただきたいと思います。また、宿泊税が導入されたことによって、この税収の使い道で宿泊客を増やして稼働率を上げ、木更津市を盛り上げられるよう、目に見えるものを導入してください。

○五十嵐委員長

最後に、私からも意見を述べたいと思います。

2つの観点があると思います。

まず、県が課税をするというタイミング、これは1つの機会だということです。県の宿泊税の徴収、納付が始まれば必ずその手間が生じてきます。この宿泊事業者の負担が発生するのであれば、この機に将来を見据えて予め上乗せすることを考えるということは、議論としてはあり得ると思います。

もう1つは、木更津市の財政の現状、観光の現状を考えると、木更津市が追加の宿泊税を原資とする必要性を感じられない、というのが各委員の一定程度の共通認識かと思います。

私は、個人的には宿泊者から徴収するのではなく、木更津市の現状からいくと、日帰り需要、通過人口に大きなボリュームがあると思っています。ただ、日帰りの観光客からは徴収できないという結論になるのはほぼ分かっているので、この点も含めて、敢えて宿泊客からのみ徴収して良いのか、木更津市としては観光やMICEを将来どうしていきたいのか、交流人口をどのように増やし発展させたいのかという議論なしには、この宿泊税の検討はまとまりにくいだろうと思います。

先ほどの意見にもありましたが、上乗せして課税すべきかだけではなく、この先どうなっていきたいかという交付金の使い道そのものに、議論が深掘りされていくことを期待しています。

以上をもちまして議事を終了いたします。では事務局にお返しします。

○鶴岡経済部次長

委員長ありがとうございました。ご意見を承り、本日お答えしきれなかった件につきましては、ご意見いただいた委員と個別にお話をさせていただき、皆様に改めてご報告したいと思います。そういった形でご了承いただければと思います。

また、満間委員のご意見にありました諮問内容の件についてですが、宿泊税の上乗せの議論をしていただくにあたって、当然に必要となっていく議論だろうという趣旨で委員長からもご発言がありました。宿泊税交付金の使い道につきましては、今年度から実施している観光振興計画を踏まえ、どのような使い方がふさわしいのかという点について、この委員会でご審議いただきたいと考えています。諮問に対

する答申としては、市独自宿泊税導入の必要性についての答えにはなりますが、この答申をいただく前段で、交付金の使い道につきましてもご意見いただきたいと考えています。

令和7年度第1回木更津市宿泊税検討委員会の内容について、上記のとおり確認します。

令和 7 年 6 月 10 日

木更津市宿泊税検討委員会 委員長

五十嵐 潤子